

令和6年11月21日

令和6年11月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和6年11月21日(木) 午後1時30分～1時45分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(13人)

会長	14番	小濱	邦臣			
副会長	6番	中村	正治			
委員	1番	大神	平	2番	中西	壽男
	3番	入交	享子	4番	矢頭	周
	5番	久保	睦子	7番	南野	悟
	8番	吉田	公俊	10番	谷山	正昭
	11番	池田	洋一	12番	大西	清一
	13番	西林	肇			

4 欠席委員(1人)

9番 早川 訓男

5 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	西ノ坊	嘉治	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第4地区	小川	範久
第5地区	川端	稔	第6地区	森	善隆
第7地区	松本	好博			

6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	浅野	貴士	事務局次長	松下	伸弘
主任	大畑	利枝			

7 議事録署名委員

2番	中西	壽男	3番	入交	享子
----	----	----	----	----	----

8 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画
(利用権設定)

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（専決処理分）
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知
報告第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認
報告第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

9 会議の概要

議長

ただ今から、令和6年11月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は、13名でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は7名であります。

議長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

議長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長

ご異議なしと認め、議席番号2番、中西 壽男委員、並びに議席番号3番、入交 享子委員をご指名申し上げます。

議長

これより、付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、3件を議題といたします。
なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いいたしておりましたが、それぞれ問題ないとの回答をいただいておりますので、報告いたしておきます。
それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。
松下事務局次長。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、3件、6筆、2,335平方メートルについてでございます。

申請地の位置等につきましては、議案第1号参考資料でご確認ください。

内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、耕作目的で所有権を取得するため申請があったものでございます。

1項目から5項目までの譲受人は、いずれも市内の農家で、本件申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものでございます。

6項目の譲受人は、市外在住で、申請地は譲受人の自宅から車で40分ほどの通作が可能な場所に位置しています。

いずれも、農機具の所有状況、農作業の従事状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを、効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、3件につきましては、適当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件を議題といたします。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

大畑主任。

事務局

議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件、2筆、2,650平方メートルについて、茨木市長から農業委員会会長宛て、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

借り手は農家で、権利関係は使用貸借権、3年の再設定となっております。

借り手は、農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれることから、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出、専決処理分、1件。

以下、報告第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明、1件でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

事務局、松下君。

事務局

議案書の説明について、1点補足説明をいたします。

議案書の4ページをお開き願います。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出、第1項目の案件のところでございます。備考欄のところに関連事項ということで「地籍相違により再届出」と記載を入れております。

本件につきましては、一度、農地転用の届出が行われていたのですが、後に、届出書に記載されている面積と登記事項証明書の面積に相違が生じていることが判明したため、再度、真正な面積で届出が行われたものでございます。

説明は、以上でございます。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

来月の定例会でございますが、12月23日、月曜日、午後1時30分から本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして、令和6年11月定例会を閉会といたします。
慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年11月21日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名ずみ

署名委員

署名ずみ

署名委員

署名ずみ
